ドローンショップ仙台 青葉山練習場 利用規定

ドローンショップ仙台青葉山練習場 利用規定

第一条(目的)

本規約は、「ドローンショップ仙台」(以下、「弊社」という)が管理・運営する「ドローンショップ仙台青葉山練習場」(以下、「練習場」)を、安全かつ適切に利用して頂くために必要な事項を定めるものです。

第二条 (利用者の要件及び利用手続)

- 1. 練習場を利用する方(以下、「利用者」)は、予め、弊社に対し、詳細計画書を提出し、 弊社の承諾を得た上、弊社インストラクター又は弊社が認めたインストラクター(以下 「管理者」)の管理又は監督の下、管理者の指導又は助言等に従うことを条件に、練習 場を利用することができます。
- 2. 利用者は、予め、弊社における各種講習会、DJI キャンプ及びその他の各種企画に参加する態様、並びに、利用者が弊社所定の様式に従って作成し、弊社が承諾した詳細計画書に基づき利用する態様のいずれかを選択の上、弊社に対し、弊社所定の用紙に記入し、練習場の利用を申し込みます。

第三条 (利用の制限)

- 1. 練習場の利用は、原則、次の各号のいずれかに該当する場合に限ります。
 - (1) DJI 製電動 マルチコプターの試験飛行
 - (2) DJI 製電動 マルチコプターの操縦訓練・技能試験
 - (3) 航空法・取り扱いの講習
 - (4) 弊社及び DJI が企画する講習会・展示会・技能試験など
- 2. 前項以外の利用の場合、利用者は、予め、弊社に対し、詳細計画書を提出した上、弊社 と事前協議を行い、弊社は、その結果等を踏まえ、利用の可否を判断します。

第四条 (利用料金)

- 1. 利用者が弊社企画の講習会等に参加する場合には、その利用料金は、申し込み受講料金に含めて徴収されます。
- 2. 前条第2項に該当し、弊社が利用を認める場合、その利用料金は、利用者と弊社が協議 の上、個別に決定する。
- 3. 前項の場合、利用者及び利用責任者は、利用日の前日から起算して、遅くとも、銀行営業日で換算して2日以上前までに、あるいは、前条第2項の協議で弊社が指定した日までに、利用料金を以下の指定口座宛に振込送金の方法で支払います。なお、振込手数料は利用者の負担となります。

【指定口座】

岩手銀行 本店営業部 普通 001 2238277 名義人 ドローンショップセンダイ

第五条 (予約内容変更・キャンセル)

- 1. 練習場利用日の当日に天候不良・災害・関係各省からの指導、その他弊社又は管理者の 責に帰さない事由により、利用者が練習場を利用できなかった場合、あるいは、天気予 報等の客観的な根拠に基づき、台風・強風等、明らかに天候が悪くなると予測される場 合、利用者は、無料で、日程変更予約を行い、利用日を変更することができます。
- 2. 前項の場合のいずれの場合においても、既納金の利用料金は返金されません。

第六条 (安全管理)

- 1. 利用者は、練習場の利用にあたり、管理者の指示等を遵守しなければならず、また、本規約掲載事項以外に関しても、社会通念上、節度ある利用に努めなければなりません。
- 2. 練習場利用中の防災(火災・衝突等による人身事故・物損事故等の回避)、防犯(盗難・ 衝突等による人身事故・物損事故等の回避)等の安全管理は、利用者が自己責任で行い ます。
- 3. 利用者は、法令・条例の遵守、弊社又は管理者の安全指導等の遵守、並びに、近隣住民 への安全配慮及び生活環境(プライバシーを含む)保護を義務とします。
- 4. 管理者は、利用者が前項に違反し、又は、そのおそれがあると判断したとき、あるいは、 練習場の安全又は雰囲気を害すると判断したときは、当該利用者の利用を中止すること ができます。
- 5. 利用者は、練習場利用中に、不測の事態が生じた場合、管理者の指示に従わなければなりません。

第七条 (運用方法)

- 1. 利用者は次の各号に従って練習場を利用して下さい。
 - (1) 利用者は別に定める飛行可能エリア及び高度を守り飛行すること。
 - (2) 規定の高度、飛行エリアを超える場合、管理者と事前に協議し、承認を得ること。
 - (3) 飛行可能エリア内の地上風速が 5 m/S を超える場合、利用を中止し、地上風速 5 m/S 以上で飛行する場合は、管理者と協議し、管理者の指示に従うこと。
 - (4) 利用申し込み書に記載した機体のみ使用すること。
 - (5) 練習場には利用申し込み書に記載した人数のみ入場すること。
 - (6)機体1機当たり入場者2名以上、又は、複数機の機体で入場者2名以上のグループで使用する場合、代表利用者は無人航空機に関する全てに責任を持ち、安全管理を行うこと。
 - (7) 利用者は、利用に先立ち、損害賠償保険に加入し、その保険証書の写しを持参し、 管理者に提出こと。
 - (8) 利用者は無人航空機の飛行に関わる法令、条例、規則等を遵守すること。
 - (9) 利用者は電波法及び関連法令に定められた技術基準に適合する機器を使用するこ

と。

- (10) 利用者はフライト毎に飛行前の事前の点検及び準備を確実に行うこと。
- (11) 利用者は空撮等のデータ、映像、写真については、手段の如何を問わず、公開を 行わないこと。公開を希望する場合には、事前に、管理者であるドローンショッ プ仙台に書面で申請の上、面談により公開対象のデータ、映像、写真を確定し、 確認の上、その承諾を得ること。
- (12) 利用者は緊急時の連絡又は事故発生時の対応を確実に行うこと。
- (13) 利用者はゴミ等を練習場から持ち帰り、練習場利用後の現状回復を行うこと。
- (14) 見学者は飛行エリアには立ち入らないこと。

第八条 (禁止事項)

- 1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者はその利用をお断りします。これにより当該利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負いません。
 - (1) 第七条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。
 - (2) 申し込みの利用目的と実際の利用内容が異なる場合。
 - (3) 利用申し込み時の記載内容に偽りがあると管理者が判断した場合。
 - (4) 管理上または風紀上好ましくないと管理者が判断した場合。
 - (5) 関係法令に違反する場合、又は、関係官公庁の指示に反する場合。
 - (6) 管理者の許可なく、練習場内外で作業や催事行為(撮影、印刷物の配布、募金行 為、宗教活動、政治活動、金銭徴収の講習会や飛行訓練)を行った場合。
 - (7) 暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある場合。
 - (8) 練習場への危険物の持ち込み、又は、練習場内の建物、設備、備品、備品等を破損、紛失した場合。
 - (9) 音、振動、臭気の発生等により、練習場周囲に迷惑を及ぼす行為、又は、そのおそれがある場合。
 - (10) 管理者からの注意に従わず、又は、本規約に違反すると管理者が判断した場合。
 - (11) アルコール飲料を飲んでの入場、練習場内で飲酒した場合。
 - (12) たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
 - (13) 管理者並び練習場の運営を妨害した場合。
 - (14) 法令違反、犯罪、もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、又は、刑事 事件に関与している疑いがあり、練習場の利用を継続することによって管理者の 信用が害されるおそれがある場合。
 - (15) その他、管理者が利用者として不適当と判断した場合。
- 2. 前項により利用申し込みの取り消し、又は、利用が中止された場合、管理者は既に受領した利用料金を一切返金しません。
- 3 第1項により管理者に損害が発生した場合、管理者は、利用者が練習場を利用したか 否かにかかわらず、利用者に対し、損害の賠償を請求します。

4 前項の場合、当該利用者は、管理者から損害賠償の請求を受けたとき、直ちに、管理者に対し、その損害を賠償します。

第九条 (緊急対応)

- 1 利用者は、練習場利用中に墜落事故を起こした場合、必ず機体を回収しなければなりません。
- 2 前項の場合、利用者は、管理者に直ちに報告し、事故後速やかに、事故現場の撮影記録、事故報告書を管理者に提出しなければなりません。
- 3 利用者は、練習場利用中に火災事故が発生した場合、常設の消火器を使用し、消火に 努め、かつ、必要な場合は直ちに消防に通報しなければなりません。
- 4 利用者は練習場利用中に人身事故が発生した場合、直ちに、負傷者の応急処置を行い、必要な場合は救急に通報(病院への搬送)し、管理者に報告しなければなりません。

第十条 (利用後の原状回復)

- 1 練習場の利用終了後、利用者は、利用前の状態に現状を回復しなければなりません。
- 2 練習場の利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は全て利用者が責任をもって持ち帰らなければなりません。残材、ごみ等が処理されず、管理者がその処理を行ったことにより発生した費用は利用者に請求し、利用者はその支払義務を負います。

第十一条(免責および損害賠償)

- 1 利用者が練習場利用中に被った盗難被害、破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負いません。
- 2 利用者が練習場利用中に天候不良、天変地異、関係各省庁からの指導、その他管理者 の責に帰さない事由により練習場利用が中止された場合、その損害について管理者は 一切の責任を負いません。
- 3 利用者が練習場内外の建物物、設備、貸出備品を破損、紛失させた場合、利用者がそ の損害を全て直ちに賠償しなければなりません。
- 4 利用者が本規約に違反したことによって、管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを直ちに賠償しなければなりません。
- 5 利用者が管理者により練習場の利用を取り消された場合、利用者に生じた一切の損害 (交通費等も含む)について、管理者は一切の責任を負いません。
- 6 練習場利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、管理者は受領済みの利用 料を返金しません。
- 7 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領済 みの利用料金を限度として、その損害を賠償します。
- 8 利用者の機会損失等の得べかりし利益(逸失利益)については、事由の如何を問わず、管理者はその損害の責任を負いません。
- 9 利用者が練習場外で遭遇した事故等について、事由の如何を問わず、管理者は、一切の責任を負いません。

10 利用者及び見学者の車両等の事故、機体等の墜落による損害においては、管理者は一切の責任を負いません。

第十二条 (協議事項)

本規定に定めない事項又は本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合、管理者と利用者が協議の上、解決します。

第十三条 (裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、第一審専属裁判管轄は、仙台地方裁判所とします。

付則

この利用規約は、2017年3月1日からとする。